

「大学体育スポーツ学研究」投稿規定

- 1. 本誌の名称：** 本誌の名称を、「大学体育スポーツ学研究 (Japanese Journal of Physical Education and Sport for Higher Education)」とする。本誌は、公益社団法人^{*1}全国大学体育連合（以下「この法人」という）が2003年～2018年に刊行した「大学体育学（第1号～第15号）」を引き継ぐものである。
^{*1}：2011年12月までは社団法人全国大学体育連合。
- 2. 本誌の目的：** 本誌は、高等教育機関で行われる体育およびスポーツ（以下「大学体育スポーツ」という）における教育活動の発展を目的に、この法人が発行する学術雑誌である。基礎科学的な論の展開に終始する研究は、本誌の範疇に含まれない。
- 3. 投稿資格：** 本誌には、この法人の会員と非会員を問わず、論文を投稿することができる。ただし、投稿料および掲載料については、21項に定めるとおりとする。本誌編集委員会（以下「本委員会」という）は、論文投稿を依頼することができる。
- 4. 投稿可能な原稿：** 投稿論文は完結した未発表のものであり、他誌へ投稿中でないものに限る。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書の内容を充実させた論文、各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文、発表済みの結果であっても新たな観点から再考察した論文は、投稿することができる。
- 5. 投稿論文の種類：** 表1のとおりとする。
- 6. 原稿の書式：** 原稿は、図表も含めて1つのWordファイルにまとめたものとそのPDFファイルの両方で提出することとする。書式はA4版縦置き・横書きで全角40字×30行、余白は上下左右35mm、日本語フォントは明朝体、英数字フォントはCenturyとし（図表も同様）、10.5ポイントとする。表紙、抄録、本文までの通し頁番号を各頁のフッター中央部に、各頁にも1から始まる行番号を左余白に、それぞれ付すものとする。
- 7. 原稿の使用言語：** 投稿原稿における使用言語は、日本語または英語とする。
- 8. 原稿の構成：** 表2のとおりとする。
- 9. 抄録：** 和文論文には英文抄録を、英文論文には日本語抄録をつける。抄録はネイティブ・スピーカーのチェックを受けたものとする。
- 10. 倫理的配慮：** 人を対象とする研究遂行に際して、不利益や危険を生じさせないために行った配慮、研究対象者の人権尊重や社会的影響等について配慮した点を論文中に明記する。大学等にて研究倫理委員会の承認を得ている場合は、委員会名、承認番号を記載する。この記載により投稿者が特定される可能性がある場合、投稿原稿は、イニシャル等で置き換える。研究倫理については、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会研究倫理綱領（最新版）を参照する。
- 11. 利益相反の開示：** 研究実施において、経費や研究対象となる教育実践・現場等の便宜を受けたことによる利益相反がある場合、あるいは利益相反のおそれがある場合には、その旨を文献の前に記載する。
- 12. 文献リストおよび本文中での文献記載：** 文献リストは、著者名のアルファベット順に並べ、本文の後に一括して記載する。雑誌名は和洋ともに略記しない。文献リストおよび本文中の文献記載方法は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会発行の「体育学研究」投稿の手引き（最新版）を参照する。
- 13. 本誌への再投稿の申出：** 過去に本誌に投稿した論文について、掲載不可や取り下げ等の理由により掲載に至らなかった論文の修正を行って再投稿する場合、投稿者はそれが過去の投稿論文の再投稿であることを投稿時に申し出る。加えて、過去の指摘に対応する本質的な修正が再投稿論文に行われていることを説明する回答書（修正対応表を含む）を提出する。
- 14. 投稿原稿返却の例：** 以上2～13に従わない原稿（本誌の目的に沿わないもの、書式に著しい不備のあるもの）や水準の著しく低い原稿については、本委員会の判断により、審査を行わない場合がある。
- 15. 投稿原稿の提出方法：** 原稿は、この法人の事務局（info@daitairen.or.jp）宛てに、件名を【大学体育スポーツ学研究への投稿論文】としたEメールの添付書

表1 投稿論文の種類、内容、標準（上限）頁数

論文の種類	内容	制限（上限）頁数 ^{*2}
総説 Review	大学体育スポーツに関する特定の内容や主題について、関連文献や資料に基づいて総括的に論評した論文	10～14 (20)
原著 Original Research	大学体育スポーツの発展に寄与しうる研究論文で、高い独創性と学術性を備えたもの	8～12 (18)
研究ノート Research Note	原著に求められる独創性と学術性の水準に満たないものの、大学体育スポーツの発展に寄与しうる知見や取組等をまとめた報告や資料	8～12 (18)
フォーラム報告 Forum Report	大学体育スポーツ研究フォーラムで発表した内容（一般発表、ラウンドテーブル、ワークショップ、特別講演など）の抄録	1
その他 Miscellaneous	編集委員会からの依頼原稿や、他国の言語で掲載された論文の二次出版論文など	特に定めない

^{*2}：図表等を含めた刷り上がり頁数（文字のみの場合の1頁は約2,300字、1/3頁の図表の場合は約800字に換算する。）

表2 投稿原稿の構成と順序

項目	内容
表紙	表題 ランニングタイトル 論文の種類 図表の数 文字数
抄録とキーワード	200-300語の英文抄録(改行なし)と500-700字の和訳文、表題と重複しない和英3-5語のキーワード 英文抄録は受理が決定した後提出する
本文	(「原著 Original Research」は以下の構成で、他の種類の原稿はこれに準じた形式で、それぞれ執筆する) 緒言 方法 結果 考察 結論
注	論文の主旨を簡潔かつ明確に1,000字以内で述べる。「まとめ」「要約」なども可 必要な場合、「注1)」「注2)・・・」として記載
利益相反の開示	後述の「11. 利益相反の開示」に従い、必要な場合は記載
付記、謝辞	論文受理後に追記
文献	後述の「12. 文献リスト」に従い、著者名のアルファベット順に一括して記載
図表	日本語フォントは明朝体、英数字フォントはCenturyとする。本文頁の右横の空白に、図表等の挿入箇所を指示 表の罫線は必要な横罫線だけに留め、縦罫線は使用しない。縦罫線のかわりに十分な空白を置く

類として投稿する。その際、以下8項目【(1) 著者名(和英、著者全員)、(2) 所属機関名(和英、著者全員)、(3) 代表著者の氏名・電話番号・e-mailアドレス、(4) 表題、(5) ランニングタイトル、(6) 論文の種類、(7) 和文抄録、(8) 和文キーワード】をEメール本文として同時に送信する。また、本連合ホームページに掲載されている「投稿時チェックリスト」へ必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて提出する。

16. **投稿論文の受付：** 論文投稿は4月下旬から12月上旬まで受け付ける。投稿後、審査を経て論文掲載可(受理)となるまでは、通常、最低3ヶ月を要する。
17. **再提出の期限：** 本委員会より訂正を求められた投稿原稿の再提出期限は、訂正通知日から原則28日以内とする。また、再々提出期限は、訂正通知日から原則14日以内とする。なお、特別な事情なくして提出の期限を1ヶ月以上超えた場合は新規投稿原稿として審査を行う。
18. **投稿論文の採否：** 本委員会が投稿論文の採否、加除訂正の要求、校正(著者校正は最大2回)などを行い、著者へ連絡する。投稿論文は、査読意見に基づき掲載の採否を決定する。査読の制限回数を原則3回までとする。
19. **論文受理証明書の発行：** 本委員会により掲載承認された受理論文については、著者の希望により論文受理証明書の発行を行う。
20. **論文公刊の時期：** 原則として1月末までに掲載承認された受理論文は、同年3月にこの法人のホームページおよびJ-STAGE上でPDFファイルとして公開される。なお、論文掲載可となった論文原稿は、版組完了後、本連合ホームページ等に早期公開論文として掲載される。
21. **投稿料および掲載料：** 著者全員がこの法人の会員

の場合は、投稿料・掲載料ともに無料とする。著者に非会員が含まれる場合は論文1編につき1万円の投稿料を、掲載料については刷り上がり1頁あたり3千円を、投稿者が負担する。表1に示す標準頁数超過の場合は、会員・非会員を問わず、1頁につき3千円を投稿者が負担する。なお、本誌では、会員校の大学院生を会員と同様の扱いとする。

22. **論文の著作権：** 本誌に掲載された論文の著作権の一切(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、この法人に帰属または譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
23. **各大学等の機関リポジトリコンテンツ登録に係る著作権：** 本誌掲載論文を著者の所属する大学等の機関リポジトリへ登録するために、本誌では著作権のうち複製権および公衆送信権の行使を各機関(の附属図書館)に対して認める。
24. **本規定の改廃：** 常務理事会にて行う。

附 則

本規定は、平成15年6月14日より適用する。
 本規定は、平成18年4月1日より適用する。
 本規定は、平成20年9月19日より適用する。
 本規定は、平成24年2月6日より適用する。
 本規定は、平成25年7月26日より適用する。
 本規定は、平成27年5月29日より適用する。
 本規定は、平成29年2月21日より適用する。
 本規定は、平成30年5月18日より適用する。
 本規定は、平成31年2月7日より適用する。
 本規定は、令和3年2月9日より適用する。
 本規定は、令和4年2月10日より適用する。
 本規定は、令和8年4月16日より適用する。